

小規模事業者経営改善資金融資事業

中小企業庁経営支援部
小規模企業振興課

令和5年度予算額 **30 億円 (30 億円)**

事業の内容

事業目的

日本企業の大部分を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在である一方、中小企業の中でもとりわけ担保・信用力が乏しく、事業の生命線である資金確保の面で極めて困難な立場に置かれていることから、商工会・商工会議所等による経営指導と併せて、無担保・無保証人の低利融資を行うことで、小規模事業者の経営改善の促進を目的としています。

事業概要

株式会社日本政策金融公庫による融資（下記）に係る円滑な推進を図るため、同公庫に対する財政措置を講じます。

○小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

商工会・商工会議所等の指導を受けて経営改善に取り組む小規模事業者を対象に、無担保・無保証人・低利で経営改善のための資金を貸し付けるもの。

貸付限度額：2,000万円

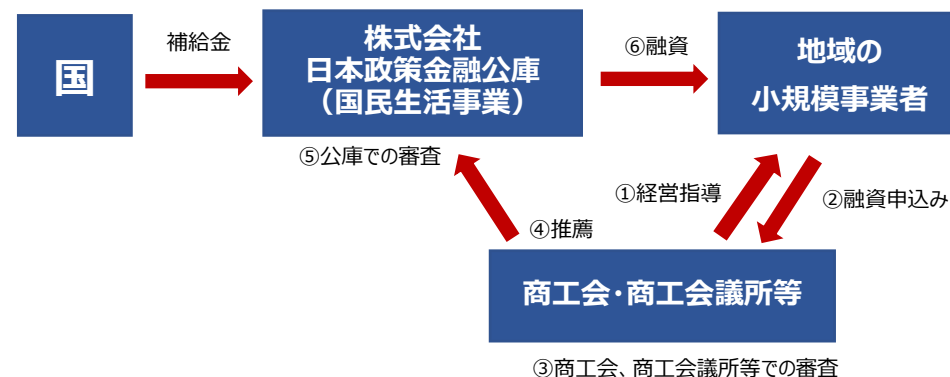
貸付金利：1.13%（令和4年12月1日時点）

貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内

担保等：無担保・無保証人

経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

小規模事業者の資金繰りの安定化、経営体質の改善、信用力の向上を目指す。